

令和7年度 第2回飯田市行財政改革推進委員会 議事録

日時：令和7年7月28日（月）14：00～18：22

場所：飯田市役所本庁舎 第2委員会室

出席者：清水会長、畠田副会長、畠中委員、北原委員、胡桃澤委員、熊谷委員、森下委員、遠山委員、三村委員
高田副市長（行財政改革推進本部長）、清水総務部長、佐々木企画部長、伊藤人事課長、小澤財政課長、澤柳企画課長、鎌倉デジタル推進課長

欠席者：渋谷委員、和田委員、松村委員、渡邊委員

1 開会

2 あいさつ

（清水会長）

本日は、公私ともに忙しい中、多くの皆様にご出席いただき、感謝を申し上げます。

今年度2回目の行財政改革推進委員会となる。協議事項は、公の施設の管理方法について指定管理者制度を導入している施設があるが、「令和7年度末に指定管理の協定期間が終了する施設の実績評価と今後の運営方針」を協議することになっている。本委員会は、「指定管理者制度の運用が適正に行われているか」、「効果的な取組になっているか」など、市が評価した内容を第三者の視点で評価する組織に位置付けられている。前回7月3日は、「委員が評価を行うにあたって、基本的な知識を身につけている必要がある。」という考え方のもとで、事務局より制度の説明を受けた。評価を行う前段階として制度の基本的な内容を理解する機会としたところだが、本日は、本委員会としても適切な評価を行わなければならないと考える。

物価高騰など、各施設の運営費等についても厳しい内容が予想される。市側からの説明を受け、委員それぞれの立場で意見や提案などをいただきしっかりとご協議をいただくことをお願い申し上げて、会長のあいさつとする。

（高田副市長）

本日は、大変暑い中、また公私ともに忙しい中、第2回目の行財政改革推進委員会にお集まりいただき感謝申し上げます。

本日は、指定管理者制度を活用している施設のうち、今年度末で指定期間を満了する施設について実績評価をお願いしたい。指定管理者制度については、公の施設の設置目的を効果的に達成するための一つの手法として認められており、その指定管理期間を満了する時期を捉えて振り返りを行うものである。第三者評価とは、市が評価した内容を第三者の視点で委員の皆さんにチェックしていただくということである。本日評価いただく施設の中に、コミュニティ消防センターが多くある。この施設は、地区の防災の拠点として設置をしてきた経過があるものの、現在は専ら地区の集会施設として使用されている施設である。公の施設として指定管理者制度を適用するよりは、地区の方々に運営していただく施設としての位置づけが望ましいのではないかと考え、現在各地区と協議を進めているところである。その点も踏まえ、評価いただければありがたいと考える。以上、行財政改革推進本部長のあいさつとする。

3 確認事項

(1) 指定管理者制度について 資料1-1から1-3 【小澤財政課長説明】

- ・指定管理施設の第三者評価の実施にあたって 資料1-1
 - ・指定管理施設実績評価及び今後の運営方針検討票について 資料1-2
 - ・指定管理者制度導入施設一覧 資料1-3
- ※質疑・応答なし

4 協議事項

(1) 令和7年度に指定管理の協定期間が終了する施設の実績評価について

- ・指定管理施設実績評価票及び今後の運営方針検討票 資料2

No.1 箱川郷づくり研修センター 【小椋地域自治振興課長説明】

(胡桃澤委員)

公の施設としての用途を廃止するということは、今後の施設修繕費などについて市は一切対応されないのか。これまで市の施設として運営してきたものについて、修繕費等も含め今後は地区で管理をとすることに不安があるが、いかがか。

(小椋地域自治振興課長)

公の施設としては廃止する方向で考えているが、集会施設としては地区で使用したい意向を伺っている。施設改修が今後必要になることも考えられるため、地区の方々に対してはこれから説明を行う予定である。改修費用等について、地元へお譲りした後は地区の積立から負担いただくこととなる。市として、集会施設の補助制度があり、改築などは一定程度の負担をさせていただきながら、地元地区で施設の管理を行っていただくことになる。公の施設として、これまでは必要な改修等を市が行ってきたが、実際の用途の点から見ると地元住民の皆さんが集会施設として利用していることから、地区の管理に変えていくことが望ましいと考える。

(清水会長)

公の施設としての利用は廃止し地区へ譲渡するという市の方針である。

(鳶田副会長)

箱川区への譲渡を検討するとあるが、その一方で、場合によっては当面の間貸付けによる利用となる可能性についても記載がある。当面の間貸付けとなる場合について説明いただきたい。

(小椋地域自治振興課長)

箱川区は地縁団体であるので土地建物の登記も可能であるが、団体によっては地縁団体の法人格を持っていないこともあるため、そのような場合には法人格を取得するまでの間については貸付けを行うこともあるということである。

(鳶田副会長)

承知した。

No.2 法山地域振興センター 【小椋地域自治振興課長説明】

(胡桃澤委員)

指定管理施設実績評価及び今後の運営方針検討票（以下、記録上は「運営方針検討票」と省略します。）の評価を見ると、行政としての評価は高いと感じるが、施設の運営方針を見ると廃止する旨の記載がある。高評価の施設を廃止とする理由は何か。また、地区への説明はいかがか。

(小椋地域自治振興課長)

公の施設としての位置づけをされている建物のため、飯田市内に在住の方であればどなたでも利用いただける施設であると言える。しかし実際には法全寺区及び山中区にお住いの皆さんがお

使いになる集会施設として利用されているため、公の施設としての用途は廃止し、地区の集会施設として地元へお譲りした方が適していると考え。地区への説明について、現在施設管理をしている役員と協議を開始した段階である。その他地区の方々とは今後更に話し合いを重ねる予定である。

(胡桃澤委員)

地元への十分な説明を希望する。

(鳶田副会長)

公の施設について、資料1-1の2頁1-(3)には、公の施設の説明として、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」と定義されている。地域住民に限定するような文言は見受けられないが、公の施設ではないという判断基準はいかがか。

(小椋地域自治振興課長)

この公の施設に当てはめて考えてみると、法山地域振興センターは、飯田市の住民であれば誰でも利用可能な施設であると捉えられる。しかし、実態は法全寺区と山中区の皆さんの集会施設としての利用であることから、広く開かれた公の施設という意味での定義からは外れているものとする。

(鳶田副会長)

公の施設の定義の後半に、条例で設置した施設であっても、庁舎や消防詰所のように住民の利用に供することを目的としないものはこれに該当しませんとある。施設の立地条件によっては、施設からの距離や利用しやすさに差があり、施設からの距離が近い住民の方が利用しやすくなる傾向にあると考えるがどうお考えか。

(小椋地域自治振興課長)

当該施設は、集会所の機能と小さな体育施設のような機能を兼ね備えた公の施設として建設された。建設当初は地区の方のみでなく周辺地区からの幅広い利用があったが、高齢化も進み、時代の変化とともに地区住民に限定的に利用される形に変化してきたといえる。

(鳶田副会長)

建設当初と比較し、利用者が減り地区限定での使用に変わってきたことが、公の施設ではないと判断する理由ということか。

(小澤財政課長)

施設の建設には財源が必要となる。歴史を振り返ると、市は地元からの寄附金をいただき、その寄附金を活用しながら補助金や起債と併せて施設を整備し、公の施設という位置づけで管理を行ってきた。その一方で、地域密着型の施設については他の地区にある集会施設と同じ使い方がされている現状がある。市の内部会議では、地域密着型の施設として確認を行い、指定管理期間の終期に合わせ条例を廃止すること、また、施設については地域の方へ譲渡していく方向で考えを纏めている。当該施設については、公の施設としての利用というよりは、専ら地域の自治会としての利用が主となっていることから、他地区の集会施設と同様に地区の集会所として使用していただくことが望ましいと考える。このことについて、委員の皆様には第三者としての評価をお願いしたい。

(鳶田副会長)

承知した。

(清水会長)

一連に、地域の集会施設として活用している施設については、公の施設としての用途は廃止し、地区の集会施設として地元へお譲りすることが適しているという考え方である。そこを踏まえて評価をお願いしたい。

(胡桃澤委員)

評価自体が不要ではないか。公共性が無くなってきているため廃止するという行政の評価であれば納得もできるが、施設の有効性、効率性、総合的な評価について高く評価されている施設に対し、施設を廃止すると結論付けることは理解し難い。

(小澤財政課長)

市で内部評価した結果をお示ししているものである。各課担当者から説明申し上げるので、委員の皆様には、市の評価に対する評価をお願いしたい。ご意見・ご要望については、評価集約票最終頁のご意見欄を活用いただくようお願いする。

(北原委員)

採算が合っているかという観点で効率性を見た。収支がプラスであるということは、指定管理者の努力があり赤字にならないように運営されていることが伺える。市の施設となると公平性が問われると考える。地域に根差した施設の全てを市のものにすることはなく、一部の地域で使用しているものならば地域に移管していくということが、この取組だろう。そのうえで維持できることが大事と考える。少子化も進む中で、施設は全て市の管理とするのではなく、このようなことは積極的に取り組むべきことと思う。少ない人数で維持するためには多少の負担はやむを得ないという考えで進めていかないと今後成り立たないのではないかな。

(三村委員)

資料には、エアコン設備がないため、夏季・冬季の利用に支障があると記載あるが、空調設備の無いまま地区へお返しして問題はないか。小さな地区で対応していくことは難しいと考えるが、助成などについて、譲渡後に地区から相談があった場合、市はどのように対応されるかお聞きしたい。

(小椋地域自治振興課長)

夏場暑くて大変という意見もお聞きしている。地区へ引き渡した後に整備をされることも考えられる。市の直接の補助ではないが、宝くじを財源としたコミュニティ助成事業がある。エアコンなどの備品についても対象となっているため、ご相談があればご案内する。

(遠山委員)

評価をする際の提案として、評価項目の中に「公共性」という枠があれば分かり易くなると感じた。公の施設の用途を廃止とした場合、公共性の評価が得られず継続は難しいと評価があれば、より伝わりやすくなると考える。また、第三者評価とは、行政で評価したものに対する評価か、あるいは内容に対する評価か再度説明をお願いしたい。

(小澤財政課長)

公共性については、評価集約票の「①目的に沿った管理の視点」へ評価をお願いしたい。また、評価方法については、行政の評価した内容について委員の皆様による評価をお願いしたい。

(熊谷委員)

運営方針検討票の公共施設マネジメントの検討状況について、昨年度と記載方法に変更はないか。行政の評価を見ると、指定管理者の評価と別に公共施設マネジメントとして施設を評価しているように感じる。指定管理としては良好だが、公共施設マネジメントに当てはめた結果、公の施設としての優先度が低いと用途廃止すると、認識したがよろしいかな。

(小澤財政課長)

運営方針検討票の記載方法について、昨年度までと変更はない。地域密着型の公の施設については、基本的な対応方法として、他地区で自治会集会所として使用している施設と全く同じ扱いである施設については、公共施設マネジメントの状況を庁内で検討した際、公の施設としての用途は廃止し、地区の集会施設として地区へお譲りする方向で整理させていただいている。またそ

のタイミングとしては、指定管理期間が満了する今年度末とすることで整理した。地区へ譲渡後の維持・補修等があった場合については、先の案内のとおりコミュニティ助成金を利用しながら地域の皆さんに管理をお願いする。過去に、地域密着型の公の施設として整理させていただいた施設についても、譲渡後は地域の皆さんに維持補修の手当てをしていただいている。

No.3 多世代交流プラザ 【前澤長寿支援課長説明】

(胡桃澤委員)

繰り返しになるが、この評価自体が不要ではないかと感じる。施設の有効性、効率性、総合的な評価について高く評価されている施設に対し、施設を廃止すると結論付けることはやはり理解し難い。市の方針のみをお聞きできれば良いと考えるがいかがか。

(清水会長)

地元地区と協議中の施設と差がある様子が伺える。事務局は説明を省略できるか、回答をお願いする。

(小澤財政課長)

施設を廃止するにあたっては、議会の議決を要するものである。施設を廃止し民間への経営移管をする、あるいは公の施設としての用途を廃止し地区へ譲渡する。といった方向性について、まだ確定していない段階である。行財政改革推進委員会に先駆けて市で評価した内容に対し、委員の皆様には第三者として評価をいただきたいものである。

(森下委員)

平成5年の合併前年に地区で建設している当該施設は、上郷地区において、地区の役員会や組合の組寄合いなど幅広く市民が利用しているところである。JR飯田線伊那上郷駅前に位置することもあり、利用者は多く利用する立場の視点からも使い勝手の良い施設であると感じている。施設の管理は地区で行っており、エアコンの設置も含めまちづくり会費の中から対応しているが、特段問題はない。

(小澤財政課長)

評価方法の確認として改めて申し上げる。指定管理施設実績評価及び今後の運営方針検討票(第三者評価)の記載例(資料1-2)を参考に評価集約票へ評価をお願いしたい。

1の主な評価の視点については、これまでの指定管理期間における評価をお願いしたい。

2の今後の運営方針については、継続または見直しの方針の考え方について、委員の皆様へ評価いただくにあたり、適当・不適当のいずれかを選択いただきたい。

(胡桃澤委員)

運営方針検討票1の主な評価の視点について、第三者として評価するにあたり、市の評価以上の評価にはならないと考える。2の今後の運営方針については、第三者としても評価できると考えるがいかがか。

(清水会長)

本委員会を取りまとめるにあたり、市は的確に全て説明を。また委員は評価集約票への評価を正しく行うようにそれぞれお願いしたい。

No.4 千代デイサービスセンター 【前澤長寿支援課長説明】

(寫田副会長)

運営方針検討票の制度導入によるメリットについて、サービスの提供に係る人材確保をはじめ、介護保険に関する事務、日常的な施設の管理に係る市職員の事務量の大幅な削減が図られると記載がある。人材確保をはじめとあるが、介護者の人材が不足しているということか。

(前澤長寿支援課長)

介護保険サービス事業を誰が行うかというものであり、大きく二つ挙げられる。一つは、市の直営で行うもの、もう一つは介護サービス事業者が行うものである。後者の場合、人材確保や様々な事業を行う場合において、市の負担を縮減することができる利点がある。

(鳶田副会長)

承知した。

No.5 地域資源総合管理施設・天龍峡活性化センター 【塩沢農業課長説明】

※質疑・応答なし

No.6 大平宿生活原体験施設 【堤ツーリズム振興室長説明】

(熊谷委員)

施設の利用料金について、

1人1日1,150円とあるが、昨今の経済事情を鑑みて、利用料の値上げをする考えはあるか。また、反対に市民の方に対しては安くする、学生利用者には更に安く設定するなど検討はあるかお聞きしたい。

(堤ツーリズム振興室長)

現在は一律料金で運用中。施設整備をしたうえで料金の見直しについても検討したい。

(熊谷委員)

是非ご検討をお願いしたい。

(三村委員)

非公募の理由は何か。市外から人を受け入れ、より良い運営をしていただくことを検討しても良いかと感じるがお考えはいかがか。

(堤ツーリズム振興室長)

生活原体験の場として、囲炉裏、かまど、薪風呂など、火を使った実体験ができる場は国内でも多くない。その中でも、現指定管理者は、特に体験教育旅行に注力し受入れを行ってきており、現在も受入れを行っている。本事業を担ってきた指定管理者には、これまで非公募としてお願いしてきた経過があり、成果もあるためその部分を評価し非公募としている。

(三村委員)

承知した。

No.7 上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(胡桃澤委員)

運営方針検討票の中の公の施設のあり方を見ると、遠山郷の観光拠点施設として長寿命化し管理運営を継続する。と記載があるが、長寿命化とは具体的に何をしたのか。

(堤遠山郷観光振興室長)

しらびそ高原、下栗の里、道の駅遠山郷、この三つの施設を拠点とした観光振興を行っていく計画がある。当該施設はこのうち下栗の里の一つの拠点であるが、長寿命化とは耐震改修などを行い今後も長く使用していくために施設を整えることである。

(胡桃澤委員)

承知した。

(鳶田副会長)

運営方針検討票の評価について、令和4、5、6年度ともに赤字であるが、収入としては、市

支出の指定管理委託料もある。また、制度導入によるメリットの欄には、民間事業者のノウハウや経営手法を活用することにより、利用者のニーズに柔軟に対応し質の高いサービスの提供など利便性が向上したとあるが、公費を投入し尚且つ赤字が続いている中で、指定管理継続としていることに對し疑問である。このことについて、赤字も続く中で指定管理継続の理由は何か説明を求める。

(堤遠山郷観光振興室長)

ご指摘のとおり大変厳しい経営状況であると把握している。遠山郷全体の施設に言えることだが、PR、広報宣伝活動が非常に足りていない状況であり、現在見直しを行っているところである。また、当該施設の料金の見直し等についても、これまで全く行ってこなかった経過があり、物価高騰などの経済状況に鑑み料金の見直しに着手したところである。繰り返しこのような経営状況にならないように改善して参りたい。

(鳶田副会長)

指定管理者は、合同会社チロルジャパン下栗・非公募であるが、指定管理者がチロルジャパン下栗に限定される理由はあるか。この経営状態でありながら指定管理継続となっている理由と、併せて今後の見通しについて伺いたい。

(堤遠山郷観光振興室長)

当該施設を含む上村地区における指定管理施設について、株式会社大空企画が指定管理者として各施設の管理業務を担い経営を行ってきた経過がある。その中で、令和4年度からは合同会社チロルジャパン下栗が独立し、指定管理者として経営を希望されたためお願いしている。チロルジャパン下栗の経営者は地元へUターンされた方であり、地域についても熟知されているところを評価し、この3年間は非公募で同社にお願いしてきた。今後の見通しについては、料金の見直しやPR・宣伝活動を含めた見直しを行い、継続の意志を確認している。

(鳶田副会長)

3年後、或いは5年後を見通した具体的な数値は示されているのか。

(堤遠山郷観光振興室長)

新年度についてのみに求めているが、3年後、5年後について具体的な目標数値は求めている。

(鳶田副会長)

承知した。

No.8 上村しらびそ高原施設 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(胡桃澤委員)

長寿命化計画、耐震工事に掛かった費用はどのくらいか。

(堤遠山郷観光振興室長)

各施設別の工事費用について、この場で資料の持ち合わせがないため回答致しかねる。

(胡桃澤委員)

例えば、高原ロッジ下栗と上村しらびそ高原施設など、複数の施設について同一の指定管理者に経営をお願いできないのか。現在は、指定管理者を分けているようだが、それぞれに對し教育はされているのか。

(堤遠山郷観光振興室長)

高原ロッジ下栗と上村しらびそ高原施設の指定管理者について、以前は、社員教育も含めて株式会社大空企画に同じ経営体の中でお願いしてきたが、その後、高原ロッジ下栗については、合同会社チロルジャパン下栗が独立し現在に至る。この他の上村地域にある施設については、株式

会社大空企画にお受けいただいております、教育等も一連の中でお願いしている。

また、耐震改修については、高原ロッジ下栗、上村しらびそ高原施設いずれも昭和56年以降に竣工した施設であるため、耐震改修工事は行っていない。

(胡桃澤委員)

承知した。指定管理者については、黒字経営の実績がある指定管理者に経営をしていただくことが望ましいと考える。市としても直接声を掛けてみてはいかかが。

(堤遠山郷観光振興室長)

参考にさせていただく。

No.9 上村大島河原河川公園 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(胡桃澤委員)

運営方針検討票の公共施設マネジメントの検討状況を見ると、施設の目指す姿の欄には、地域の活性化を図るとあり、必要性の検討の欄には、地域資源を活かした観光誘客を図る施設としての役割を担うと記載がある。一方、公の施設のあり方の欄を見ると、将来的な譲渡を見据え、引き続き協議を継続とあるが、つながりが分かりにくいと感じる。「譲渡を見据え」という表現についても、譲渡を見据えているのならば、「廃止する」とした方が良いのではないかと。

(堤遠山郷観光振興室長)

観光事業を振興し、地域の活性化を図るということで、平成15年に設置した施設である。施設の必要性を検討する中で、三遠南信自動車道青崩峠トンネル（仮称）の開通を見据えると、これまで以上に観光客の増加が見込めることや、キャンプ場についても地域資源の中で必要な施設であると考え。しかし、施設の維持管理には相応の費用も掛かる。観光管理施設については、将来にわたり行政が指定管理施設として預かるべきか、或いは民間事業者の力を発揮していただきお任せしていくことがよろしいのかというところ。民間事業者への譲渡が可能ならば、譲渡を見据えて協議を行い検討していくことが大事ではないかと判断した。

No.10 上村農産物直売施設・上村特産品直売所 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(熊谷委員)

運営方針検討票の公の施設のあり方について、直売所機能は集約化することとし、施設は譲渡・廃止に向けた協議を継続すると記載があるが、直売所機能の集約について、具体的な説明をお願いしたい。上村地区から直売所が無くなるということか。

(堤遠山郷観光振興室長)

その通り。道の駅遠山郷が10月にオープンする予定であり、農産物等の直売所機能についてはここに集約をと考えている。上村地域の直売所は無くなる予定だが、隣の地区であること、遠山地区で複数箇所の直売所を運営していくことは今後難しいだろうと考えられることから、1カ所に集約したいと考える。

(熊谷委員)

承知した。

暫時休憩 休憩時間は16時10分から16時15分まで

No.11 上村農産物直売施設はんば亭 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(北原委員)

運営方針検討票の決算状況について、市支出の指定管理料が年度によって大きく差があるが要

因は何か。

(堤遠山郷観光振興室長)

令和5年度の増額分は、燃料費を含む物価高騰の背景から市で試算を行ったところ、このままでは運営が難しいと判断し増額したもの。また、令和6年度の減額については、公衆トイレを直営にしたことが大きな要因である。当該施設は、公衆トイレの管理までを含めて指定管理をしてきた経過があったが、公衆トイレについては考えを改め、公の施設ではないとしてはんば亭の施設から切り離したことによる減額である。

(熊谷委員)

承知した。

(三村委員)

はんば亭は、高原ロッジ下栗と隣接する施設でありながら指定管理者が分かれている。地理的に見ても同一の指定管理者であることが望ましいと考えるが、分けている理由はあるか。

(堤遠山郷観光振興室長)

高原ロッジ下栗は上村の簡易宿泊施設であり、はんば亭は飲食施設である。おっしゃる通り、下栗の里に位置する隣接する施設であるため、同一の指定管理者であることが理想とも考えるが、宿泊施設と飲食施設とに分けてそれぞれの指定管理者の経験を生かしてお願いしているという現状である。

(胡桃澤委員)

ただ今の説明では、宿泊施設と飲食施設との区別であるという回答に聞こえるが、しらびそ高原施設・天の川も宿泊施設であるが、飲食施設である当該施設と同じ株式会社大空企画が指定管理者である。このことについて今一度説明をお願いしたい。

(堤遠山郷観光振興室長)

施設全体について、同じ管理者が全て管理・運営できるかどうかという評価も必要になるかと思うが、高原ロッジ下栗については、地元へUターンされた方が運営しており、地理的にも地域の活動についても熟知されている部分を評価し、株式会社大空企画から独立し運営をお願いすることで効果が得られると判断している。

(清水会長)

委員は、意見については評価集約票の意見欄を活用いただきたい。

No.12 上村農産物直売施設・村の茶屋 【堤遠山郷観光振興室長説明】

※質疑・応答なし

No.13 上村若者センター 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(胡桃澤委員)

運営方針検討票の決算状況について、決算額でプラスになった部分は市の収入になるのか、指定管理者の収入となるのかお聞きしたい。

(堤遠山郷観光振興室長)

指定管理者の受入れであり、市の収入にはならないものである。毎年の決算状況については、市も確認を行い、市支出の指定管理委託料について見直し等を行っていく必要があると考える。

(胡桃澤委員)

令和8年度以降の運営方針を見ると、指定管理を継続するとあるが、譲渡についてはどのようにお考えか。

(堤遠山郷観光振興室長)

当該施設について、食堂機能としては集約化をしていく方向で考えている。村の茶屋同様、国道沿いに位置する飲食施設の一つであり、施設は譲渡・廃止に向けた協議を継続する方針である。

(胡桃澤委員)

承知した。

(三村委員)

建物の立地条件について、土砂災害特別警戒区域内にあるということだが、向こう3年間は問題ないという判断でよろしいか。

(堤遠山郷観光振興室長)

そのような判断があるわけではない。土砂災害特別警戒区域内にあることも含め、食堂機能は集約化していくことで、現在協議をしながら継続している状況である。

(三村委員)

承知した。

No.14 上村農産物加工施設 【堤遠山郷観光振興室長説明】

※質疑・応答なし

No.15・16・17 一括説明 【堤遠山郷観光振興室長説明】

No.15南信濃八重河内特産物加工施設、No.16南信濃簡易宿泊施設、No.17南信濃広場等利用施設

(鳶田副会長)

運営方針検討票の決算状況について。かなり高額な赤字であるにも関わらず、市支出の指定管理委託料は0円である。理由があればお聞きしたい。

(堤遠山郷観光振興室長)

当該施設は、南信濃八重河内の特産物加工施設である。飯田市へ合併した当初から、指定管理料の無い中でも観光施設であることから売り上げの中で運営を行っていくという方針であり、過去には黒字経営をしてきた経過もある。しかし、ご指摘のとおり赤字幅も大きく膨らんでいる現状である。これまで指定管理料の支出は行ってこなかったが、物価高騰など赤字の要因も大きくなり、指定管理料の支出については市としても検討する時期であると考えている。施設自体も非常に大きく、このまま使用していくのかも含めて検討中である。

(鳶田副会長)

指定管理者制度導入によるメリットとして、民間事業者が持つ専門性、経験、実績などを活かし(後略)とあるが、とても生かされているような結果には見えない。その上で、令和8年度以降の運営方針には指定管理を継続するとあり、このことについて非常に疑問である。お考えをお聞かせいただきたい。

(堤遠山郷観光振興室長)

当該施設の課題の一つに運営者の高齢化という問題があった。これまで通りの経営では難しく、改善が必要と考えている。新たに後継者の提案もあり、後継者による経営改善を含め今後の運営方針として指定管理を継続すると整理した。

(鳶田副会長)

承知した。

No.18 南信濃森林林業情報発信施設 【堤遠山郷観光振興室長説明】

※質疑・応答なし

No.19 南信濃陶芸館 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(鳶田副会長)

指定管理者の青崩会について、市支出の指定管理委託料が0円であるが、決算額を見ると赤字が続いている。指定管理委託料を付けない理由があればお聞きしたい。

(堤遠山郷観光振興室長)

No.15で説明した南信濃八重河内特産物加工施設と同様、青崩会が指定管理者である。飯田市へ合併した当初から、指定管理料の無い中でも観光施設であることから売り上げの中で運営を行っていくという方針であり、過去には黒字経営をしてきた経過もあることから、指定管理料の支出をしてこなかったものである。しかし、先ほどと同様、赤字経営が続いている状況からも指定管理料の支出については市としても検討する時期であると考え。

(鳶田副会長)

運営方針検討票のヒアリングの結果について、令和6年度は担当者の体調不良により、販売用の製品製作ができず、学校の陶芸教室の受け入れのみ対応したと記載あるが、令和7年度以降の見通しはどうか。

(堤遠山郷観光振興室長)

令和6年度については、体調不良により新しい製品の作成ができず販売ができなかったが、現在は体調も回復され、制作にも取り組んでいることを確認している。

(鳶田副会長)

承知した。

No.20 南信濃夜川瀬特産物加工施設 【堤遠山郷観光振興室長説明】

(胡桃澤委員)

行政で運営していくべき施設なのか。

(堤遠山郷観光振興室長)

平成12年に設置した施設である。全体として言えることだが、観光施設や飲食施設について、行政としてどこまで指定管理者制度施設として残していくかは大きな課題と捉えている。当該施設についても、南信濃村であった当時から施設が設置され、合併後は指定管理者制度施設として運営を行ってきたが、ご指摘のとおり、今後は時代に合わせて検討する必要があると考える。

(胡桃澤委員)

承知した。

No.21からNo.33まで コミュニティ消防センター一括説明 【鋤柄危機管理課長説明】

No.21中村コミュニティ消防センター、No.22黒田東コミュニティ消防センター、No.23北方コミュニティ消防センター、No.24寺所コミュニティ消防センター、No.25清水コミュニティ消防センター、No.26毛賀コミュニティ消防センター、No.27新井コミュニティ消防センター、No.28東平コミュニティ消防センター、No.29水城コミュニティ消防センター、No.30龍江四区コミュニティ消防センター、No.31下虎岩コミュニティ消防センター、No.32明コミュニティ防災センター、No.33駄科コミュニティ防災センター

(胡桃澤委員)

施設を廃止するということは、飯田市コミュニティ防災センター条例を廃止するということか。また、当該13施設について、条例から外す場合の手法についてお聞きしたい。

(鋤柄危機管理課長)

条例の中に施設名称が記載されており、当該13施設についても記載がある。この13施設が除かれ

た場合であっても、その他数施設が残るため条例自体が廃止される訳ではない。また、条例廃止については、飯田市議会に諮り議決を得る必要があり、更にその前段階として、地域協議会へ諮りご意見をいただく必要があると考える。

(胡桃澤委員)

条例というものは、なかなか簡単には変えられないと思うがいかがか。

(鋤柄危機管理課長)

簡単ではないと考える。手続きとすれば、飯田市議会と地域協議会へそれぞれお諮りする必要がある、双方の理解を得られれば条例改正ができると考えている。手続きを進めるためには、一定の期間が必要と考えている。

(小澤財政課長)

公の施設の条例に関しては、飯田市議会の議決を要するものである。前回、第1回行財政改革推進委員会で「地域密着型の公の施設のあり方における基本的な対応方針」として説明申し上げたとおり、この後開かれる9月議会では、コミュニティ消防センター以外の指定管理者制度施設について、指定管理施設の条例案を12月議会には提出しない方向で、先ず情報提供を行いたいと考えているところである。令和8年3月開催予定の飯田市議会第1回定例会に今回の廃止条例も含めた条例改正案を提出する予定である。この、条例改正案を提出するにあたり、地区の協議会へ条例廃止についての説明を行い、ご意見をいただき、確認を重ねて、行政のスキームに沿って事務手続きを進めたいと考えている。ご理解をお願いしたい。

(寫田副会長)

施設の概要と決算状況について、施設概要の中には利用料金の設定があり内訳の記載がある。例えば、午前500円、午後500円、夜間1,000円、全日2,000円など。決算状況の収入の部分を見ると、施設利用料等収入の欄に記載が無く空欄となっているものが複数施設で見受けられる。このことについて、要因は何か理由をお聞かせいただきたい。

(鋤柄危機管理課長)

当該施設は、専ら地域の方々が使用しているということが要因である。飯田市コミュニティ防災センター条例に沿って利用料金を納めていただく体系ではなく、地区会計から直接納めていただいたケースである。決算状況の施設利用料等収入の欄へ記載の金額については、地区外の方々が利用された場合の利用料収入分が反映されている。よって、決算状況の施設利用料等収入の欄へ全く記載のない施設については、地区外からの利用も無いケースであるといえる。

(寫田副会長)

承知した。決算状況の収入の内、「その他（本会会計より）」欄へ記載があることは理解した。ただ今説明いただいた旨は、備考欄に記載していただけると分かり易いと感じた。

(鋤柄危機管理課長)

承知した。記載方法については、事務局と検討する。

(森下委員)

コミュニティ消防センターの利用について、消防法の規制があるため火の取り扱いが禁止するなどの制限があり、施設を利用できずに困っているという意見が、上郷下黒田南地区の方よりあったが、市としてのお考えはいかがか。

(鋤柄危機管理課長)

基本としては指定管理者をお願いしている部分である。市として、使用について必要以上に制限をかけてはいない。地区の方とよく話し合って利用されるのがよろしいかと考える。

(清水会長)

市の方針はただ今示されたので、指定管理者制度施設の中に地区でこのようなご意見もあると

いうことについては、市も承知しておいてほしい。

No.34・35 一括説明 【榎村美術博物館副館長説明】

No.34上村まつり伝承館「天伯」、No.35上村山村ふるさと保存館「ねぎや」

※質疑・応答なし

No.36 飯田市営住宅等 【岩橋建築専門幹説明】

(鳶田副会長)

運営方針検討票の評価等について、アンケートなどによる利用者の声・評価の欄に、施設・設備の不具合に対する苦情・要望308件、住民間トラブル対応230件、環境・衛生に関する苦情99件と記載がある。これだけの件数がありながら、入居者には満足いただけているとの評価をしているが、その理由についてお聞かせいただきたい。

(岩橋建築専門幹)

施設の修繕に掛かる案件など、突発的な苦情やトラブル自体はつきものである。そういった案件に対し迅速に対応したことについて、管理の部分で良かったと評価した。実際に、入居者の方から苦情が寄せられることも無かったため、このように評価している。

(鳶田副会長)

施設に関するトラブルについては、早めに対応したということで理解した。住民間トラブル対応230件についてはどのような内容か。外国籍の方の対応についてお考えがあればお聞きしたい。

(岩橋建築専門幹)

生活音問題などがあるが、一先ず申出内容をお聞きし対応していただいている状況である。

(鳶田副会長)

制度導入によるメリットについて、中国語対応可能な職員により管理代行分を含めた約12.2%を占める中国籍世帯への適正な対応が可能となったと記載がある。外国籍の利用者の方についてトラブルがあるのかと想像したが、市としてのお考えはどうか。

(岩橋建築専門幹)

実際にトラブルはあるが、中国語対応可能な職員により外国籍世帯への適正な対応が可能となっている。中国語翻訳チラシの作成・配布や現地での通訳を行い対応することで業務の効率化に繋がっていると評価している。

(鳶田副会長)

この結果をもって、入居者の方に満足していただいているという評価でよろしいか。

(岩橋建築専門幹)

これ以上の対応は厳しいと感じている。入居者の方に100%満足いただけているか不明な部分もあるが、一定の義務は果たしていただいていると考える。

(鳶田副会長)

承知した。「満足」という表現を変えてみてはどうか。アンケートなどによる利用者の声と、市の評価の内容には大きく差があると感じるため、表記の工夫をお願いしたい。

(岩橋建築専門幹)

参考にさせていただく。

(胡桃澤委員)

当該市営住宅には入居条件があると思うが、現時点で希望者があふれている、または戸数が不足していることはあるか。

(岩橋建築専門幹)

戸数の不足はなく、空きがある状況である。

(胡桃澤委員)

承知した。

(熊谷委員)

決算状況について、収入は市支出の指定管理委託料のみ、支出は修繕費と事務費のみである。業務委託に近い形式であると感じるが、指定管理制度である必要についてお聞きしたい。

(岩橋建築専門幹)

決算状況の備考欄に※管理代行分を含むと記載してあることについて補足説明する。1号市営住宅については、管理代行という形で住宅供給公社へお任せしている。1号市営住宅とは、公営住宅法に基づいて建てられた公営住宅であり、それ以外のものは、指定管理者制度の扱いとしている。1号市営住宅の窓口と分けて管理を行うと、入居なさる市民の方が迷うことがあるため、現在は一括管理を目的として、指定管理を住宅供給公社へお願いしている現状である。

(熊谷委員)

承知した。

(清水会長)

その他、今後の課題などについて、遠山地区は民間の賃貸住宅がないため、長年空家となっている住戸については、目的外使用等の需要にあった使い方を検討することが必要と記載があるが、実際に需要があるかお聞きしたい。

(岩橋建築専門幹)

公営住宅の場合、入居要件の中に所得についての定めがある。南信濃地区への移住・定住希望者も多くいらっしゃるが、収入所得が多い場合入居できないケースがある。一方で、長年空き家になっている住宅については、国の許可を取得し、目的外使用についても検討しているところである。

(清水会長)

承知した。ぜひ進めてほしいと考える。

No.37 飯田市総合運動場 【後藤生涯学習・スポーツ課長説明】

(鳶田副会長)

アンケートなどによる利用者の声・評価について、土日の予約が多く使えないという意見が寄せられているが予約方法はどのような形をとっているか。また、エアコンがほしいという要望について、備品購入費を見ると令和6年度に陸上用器具を購入しているが、熱中症などの危険もある中で、なぜ陸上用器具の購入を優先したのかについてお聞きしたい。

(後藤生涯学習・スポーツ課長)

施設の予約方法については、利用日の2カ月前の月初から、インターネット予約が可能である。陸上用器具を購入した理由については、日本陸上競技連盟が定める公認陸上競技場の種別の内、第2種公認の取得を目的としたものである。公認を受けるためには、連盟が定める基準を満たす必要があり、各競技種目に使用する備品類を揃えたものである。この度の要望にあるエアコンのほか、日除けの設置希望もあるため、順次対応したいと考えている。

(鳶田副会長)

承知した。

No.38 飯田勤労者体育センター 【後藤生涯学習・スポーツ課長説明】

※質疑・応答なし

No.39 飯田市勤労青少年ホーム 【後藤生涯学習・スポーツ課長説明】

(寫田副会長)

アンケートなどによる利用者の声・評価について、Wi-Fiが途切れないようにしてほしい、コミュニケーションの手法がSNSなどに変化する中、教養講座の企画などで苦慮している状況も伺えたと記載がある。3施設で考えると黒字であるということだが、床の張替やエアコン設置も含め、若者が使いやすい環境を整えるお考えはあるかお聞きしたい。

(後藤生涯学習・スポーツ課長)

飯田市勤労青少年ホーム・ユースクエアについては、建物の耐震性能が無く、次期5年間の間に一定の方針をお示しできるよう検討したいところ。現時点では建物について直接修繕を加える予定はない。Wi-Fiが途切れる現象については、日常的なものではなく詳細な原因は不明である。現状そのままにしているが、あまりにも状況が酷い様子があれば再度指定管理者と連携し対策を講じたいと考える。

(清水会長)

全体を通してご意見はいかがか。

意見なし。

(清水会長)

委員会としては、個別の施設ごとに委員から出された意見と、各委員が記入した「評価集約票」をもって、第三者評価の結果とする。評価の結果は、それぞれの施設で対応していただくことをお願いして、第三者評価のまとめとする。

5 今後のスケジュール 【小澤財政課長説明】

○今年度の行財政改革推進委員会の開催予定

・第3回(令和8年3月末頃 予定)

行財政改革大綱に基づく実行計画(令和7年度の取組・8年度の計画)ほか

6 閉会